

平成23年8月22日  
自動車局安全政策課  
自動車局旅客課

## 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく 貸切バス事業者の認定について

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、今般、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、初めての認定が行われましたので、お知らせいたします。

### 1. 認定の概要

本年8月19日に開催された貸切バス事業者安全性評価認定委員会において平成23年度第1回目の認定が行われました。

- 平成23年度第1回目認定事業者 21事業者  
(認定事業者の概要等、詳細につきましては添付資料のとおりです。)
- 平成23年度は236事業者から申請があり、今後、審査の進捗状況にあわせて順次認定が行われる予定です。

### 2. 貸切バス事業者安全性評価認定制度について

- (1) 貸切バス事業者安全性評価認定制度は、貸切バスの利用者や旅行会社にとっては、利用しようとする個々の貸切バス事業者が安全性の確保のための取り組みを適切に行っているか否かを判断することは難しいことから、公益社団法人である日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するものです。これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。
- (2) 評価認定の方法は、具体的には、①安全性に対する取組状況、②事故及び行政処分  
の状況、③運輸安全マネジメントの取組状況について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、日本バス協会に設置された学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、評価認定が行われます。
- (3) 同制度については、国土交通省において事業用自動車の事故の削減を目的として平成21年3月にまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」に位置付けるとと

もに、「平成23年度国土交通省交通安全業務計画」においても道路交通の安全に関する施策としてその普及を図ることとされております。さらに、本年6月に取りまとめられた「バス事業のあり方検討会中間報告」においても、同制度が広く関係者及び一般利用者に普及するよう、適切に取り組んでいくことが必要とされ、国は、同制度の普及促進に向けた取り組みを積極的に支援するべきとされております。

### 3. 「SAFETY BUS」シンボルマークについて

認定を受けた貸切バス事業者（以下「認定事業者」という。）については、ホームページにおいて公表するとともに、運行するバスの車体に認定事業者の証である「SAFETY BUS」マークを貼付することによって、認定事業者であることを外観から知ることができます。

#### 【連絡先】

自動車局旅客課新輸送サービス対策室 曾根、鈴木

TEL：03-5253-8111（内線41263）

03-5253-8573（直通）